法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前						
別表	**別表**						
［略］	［同上］						
福島地方法務局	福島地方法務局						
支局	出張所	位置	管轄区域	支局	出張所	位置	管轄区域
［略］				［同上］			
いわき	（いわき）	福島県いわき市	福島県の内いわき市	いわき	（いわき）	福島県いわき市	福島県の内いわき市
	富岡	福島県双葉郡富岡町	福島県の内双葉郡		富岡	福島県いわき市	福島県の内双葉郡
［略］				［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和元年十月十五日から施行する。

○農林水産省令第十六号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二十条第三項及び第二十一条第一項の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十六日　　農林水産大臣　吉川　貴盛

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（報告）	（報告）
第二十条　（略）	**第二十条**　（略）
2　電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して前項の規定による提出をしようとする者については、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第三条第三項の規定は、適用しない。	（新設）